

第3章 特殊な建築物に対する指導

3-1 消防活動用空地等

1 趣旨

この基準は、災害発生時、はしご自動車は建築物に接近し、その性能を十分に発揮するために必要な、はしご自動車専用の空地（以下「消防活動用空地」という。）及び消防活動用空地までのはしご自動車の進入路（以下「はしご車進入路」という。）の設置指導に関して必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

- (1) 消防活動用空地等とは、消防活動用空地及びはしご車進入路をいう。
- (2) 消防隊進入口とは、条例第55条に規定する消防隊進入口をいう。
- (3) 消防隊進入口等（地盤面から31m以下の部分の階にあるものに限る。以下同じ。）とは、消防隊進入口若しくは有効に進入することができる構造を有するバルコニー又は開口部をいう。
- (4) (3)の有効に進入することができる構造とは、次のいずれかが設けられている構造をいう。
 - ア 避難及び消火活動上有効なバルコニーが設けられているもの
 - イ 屋内から容易に開放でき、かつ、屋外からの進入等を妨げる構造等が無く、次の(ア)又は(イ)に適合する開口部（開口部の下端は、床面から1.2m以下）が設けられているもの
 - (ア) 直径1m以上の円が内接することができるもの
 - (イ) 幅及び高さがそれぞれ0.75m及び1.2m以上のもの
- (5) 取付道路とは、はしご車進入路、消防活動用空地に接した車道をいう。
- (6) 4(1)カのT-25とは、(社)日本下水道協会規格（JSWAS G-4）に規定されるもの又はこれと同等以上のものをいう。

3 設置対象物

消防活動用空地等は、消防隊進入口を必要とする防火対象物（地盤面から高さ9m以上の令別表第1に掲げる防火対象物をいう。）について設置するものとする。ただし、道路、通路又はその他の空地を使用し、消防隊が有効に活動することができ、かつ、将来にわたりその状態が維持される次の場合にあっては、この限りでない。

- (1) 消防隊進入口等の下方地盤まではしご自動車（40m級。以下同じ。）が進入可能であり、当該下方地盤の形状、勾配及び構造が本基準と同等以上と認められ、建築物との間及びその周辺の上空に、はしご自動車の活動上支障となる架線、工作物等がなく、消防隊進入口等に着梯することができる場合
- (2) 消防隊が消防車に積載している長さ8.7mの三連はしご（架梯角度75度で使用）により、防火対象物の最上階の消防隊進入口等に進入することができる場合
- (3) 次のアからウまでに適合する上下階操作可能な避難器具（以下「上下階操作式避難ハッチ」という。）を設置する場合
 - ア 避難器具用ハッチ（金属製避難はしごを常時使用可能の状態で格納することのできるハッチ式の取付け具をいう。）の開口寸法は、700mm×700mm枠以上とすること。
 - イ 上下階操作式避難ハッチは、金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令（昭和40年自治省令第3号）に適合すること。
 - ウ 下蓋開放チェーンは、防犯等を考慮し、また、収納操作の支障にならないこと。

4 消防活動用空地等

消防活動用空地等については、次に適合するものとする。

- (1) はしご車進入路
 - ア はしご車進入路の最小幅員は、原則として3.5m以上とすること。
 - イ 取付道路から12mまではしご車進入路の幅員は、取付道路の幅員に応じ、別表第1に掲げる幅員を確保すること。
 - ウ はしご車進入路が、イの幅員を確保できない場合、別表第2に掲げるはしご自動車の諸元により、進入に必要な幅員を算定し、当該幅員を確保すること。この場合、軌跡図によりはしご自動車の進入できる幅員が確保されていることを確認できるようにすること。
 - エ はしご車進入路の縦・横断勾配は、10%以下とすること。
 - オ はしご車進入路は、22トン車走行に耐えうるものとする。なお、マンホール蓋の上をはしご自動車が通過する場合、マンホール蓋の種類はT-25とすること。
 - カ はしご車進入路は、地盤面から高さ4mまでに、はしご自動車の走行に支障となる物件がないこと。

(2) 消防活動用空地

- ア 消防活動用空地の設置箇所は、消防隊進入口等の下方地盤に設置することとし、共同住宅にあっては、原則として、バルコニー側に設置すること。ただし、特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成17年消防庁告示第3号）第3に示す二方向避難に該当する共同住宅等は、この限りでない。
- イ 消防活動用空地の形状は、原則として幅6m以上、長さ12m以上とし、**別図第1**により設置すること。また、建築物との間隔は、**別図第2**により、はしご自動車の梯体が消防隊進入口等に着梯することができるように確保すること。
- ウ 消防活動用空地を取付道路に接して設置する場合、**別図第3**によりはしご自動車が進입可能な隅切りを設けること。
- エ 消防活動用空地の縦・横断勾配は、6%以下とすること。
- オ 消防活動用空地の構造は、**別図第4**の構造又はこれと同等以上の構造とし、地盤は22トン車走行に耐えうるものとし、かつ、はしご車活動時のジャッキ荷重(1.005N/mm²)に耐えうる構造とすること。
- カ 消防活動用空地の地下には、ガス管、水道管等の工作物を埋設しないこと。
- キ 消防活動用空地に駐車防止等のために可動式の柵等を設置し、施錠管理する場合は、事前に予防課と協議すること。
- ク 消防活動用空地と建築物の間及びその周辺の上空には、はしご自動車の活動上支障となる架線、工作物等を設置しないこと。

(3) 規制標識

消防活動用空地には、当該建築物の住民、利用者等に災害時にはしご自動車の活動する場所であることを認識させるため、**別図第5**により規制標識を設置すること。

(4) 規制標示

消防活動用空地には、**別図第6**により規制標示を設置すること。ただし、消防活動用空地が他の用途と明確に区別できるものであれば他の標示方法で差し支えないものとする。

なお、この場合、事前に予防課と協議すること。

5 消防活動用空地等の実地確認等

消防活動用空地等の工事が完了し、施工者等と調整後、はしご車進入口及び消防活動用空地にはしご車を乗り入れ、着梯等の実地確認を実施することができる。この場合、規制標識及び標示の設置について併せて確認するものとする。

なお、実地確認の有無にかかわらず、大垣消防組合立入検査規程（昭和46年消防組合消防本部訓令第4号）第15条に規定する検査台帳及び大垣消防組合警防業務規程（平成26年消防組合訓令第2号）第38条に規定する警防計画（作成基準に該当するものに限る。）に必要事項を記載すること。

6 消防活動用空地等の維持管理

建築物の所有者、管理者又は占有者は、消防活動用空地等を常に良好に維持管理すること。

7 適用除外

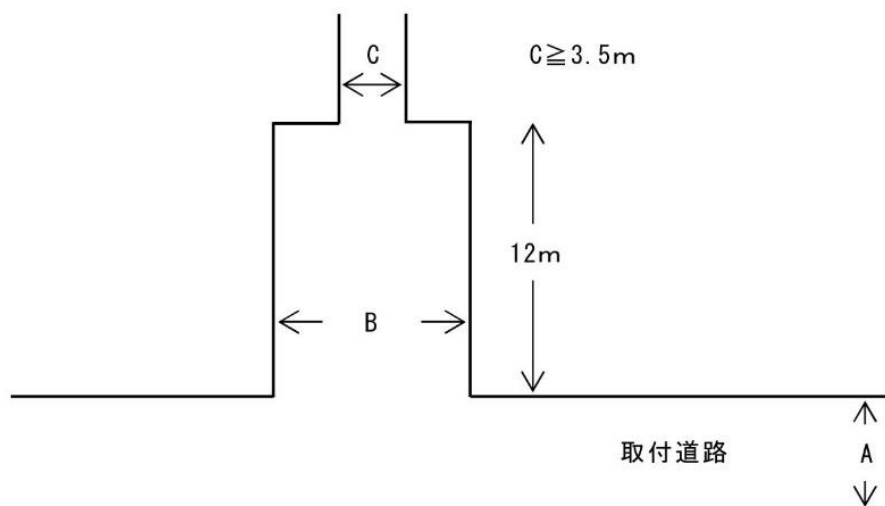
消防長又は消防署長（消防署長にあっては、大垣消防組合建築同意事務等処理規程（平成24年消防組合訓令第1号）第3条(2)に掲げるものに限る。）が敷地、配置、構造、用途等計画建築物の状況から判断して、本基準によらなくとも本基準と同等以上の安全性が確保されると認められるときは、適用しないことができる。

別表第1 取付道路の幅員に応じたはしご車進入路の幅員

取付道路の幅員 (m) A	はしご車進入路の幅員 (m) B
4.0 以上 4.5 未満	9.0 以上
4.5 以上 5.0 未満	8.5 以上
5.0 以上 5.5 未満	8.0 以上
5.5 以上 6.5 未満	7.5 以上
6.5 以上 8.0 未満	7.0 以上
8.0 以上 10.0 未満	6.5 以上
10.0 以上	6.0 以上

備考

- 1 取付道路の幅員は車道部分の幅員とし、中央分離帯がある場合は中央分離帯までとする。
- 2 軌跡図により、はしご自動車の進入できる幅員が確保されていることが確認できる場合は、この限りでない。



別表第2 はしご自動車（40m級）の諸元

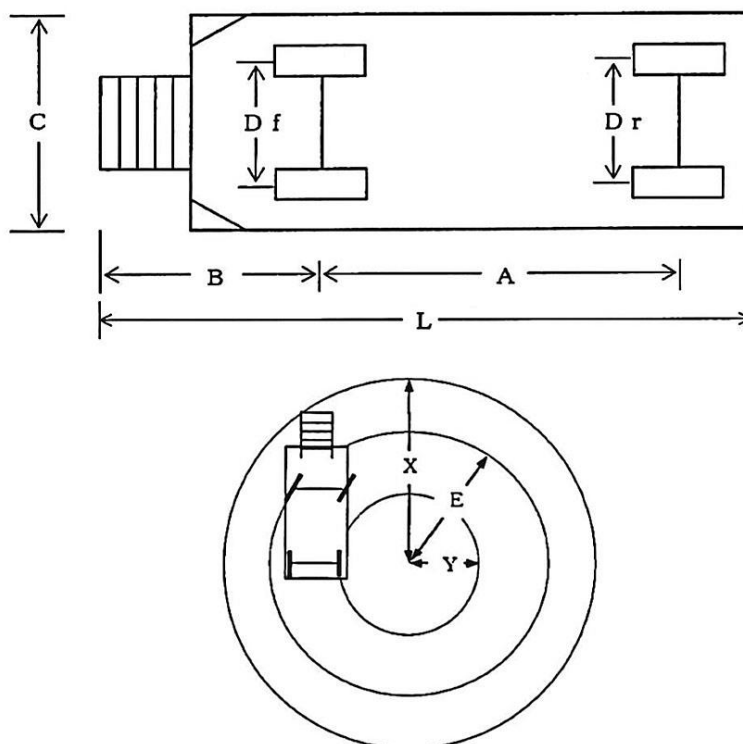
単位 (m)			
A		ホイールベース	5.51
B		フロントオーバーハング	2.70
C		車幅	2.49
D	f	フロントトレッド	2.07
	r	リヤートレッド	1.86
E		最小回転半径	7.20
L		全長	10.68
X		外周の半径	9.53
Y		内周の半径	2.46

備考

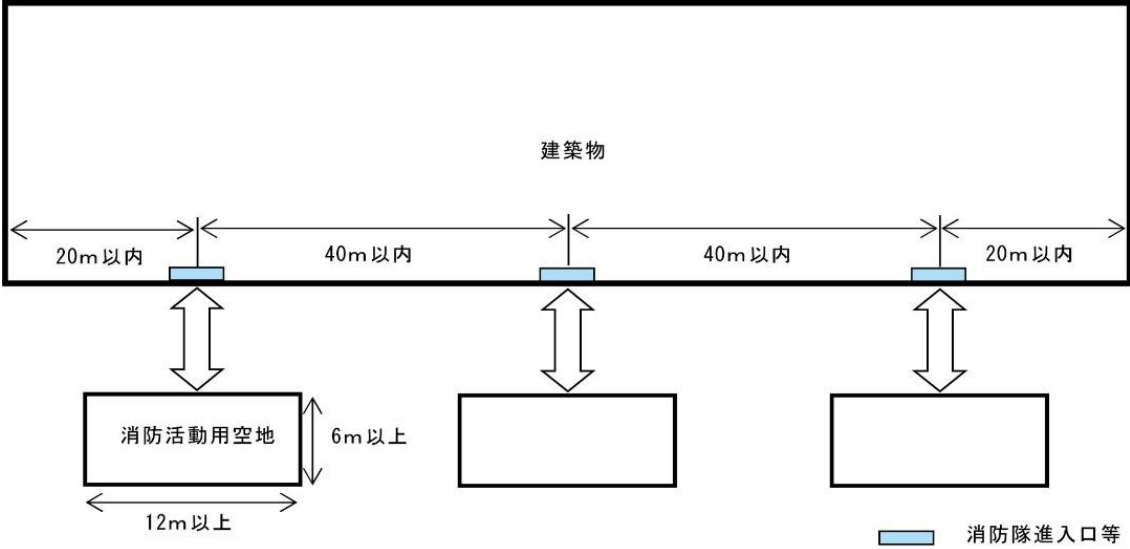
- 1 車高 3.57m
- 2 車両総重量 20,810kg
- 3 上表A～C、Df、Dr、E、L、X、Yは下図のとおりとする。

$$X = \sqrt{(A+B)^2 + \left(\sqrt{E^2 - A^2} + \frac{C - Df}{2} \right)^2}$$

$$Y = \sqrt{E^2 - A^2} - \frac{C + Dr}{2}$$

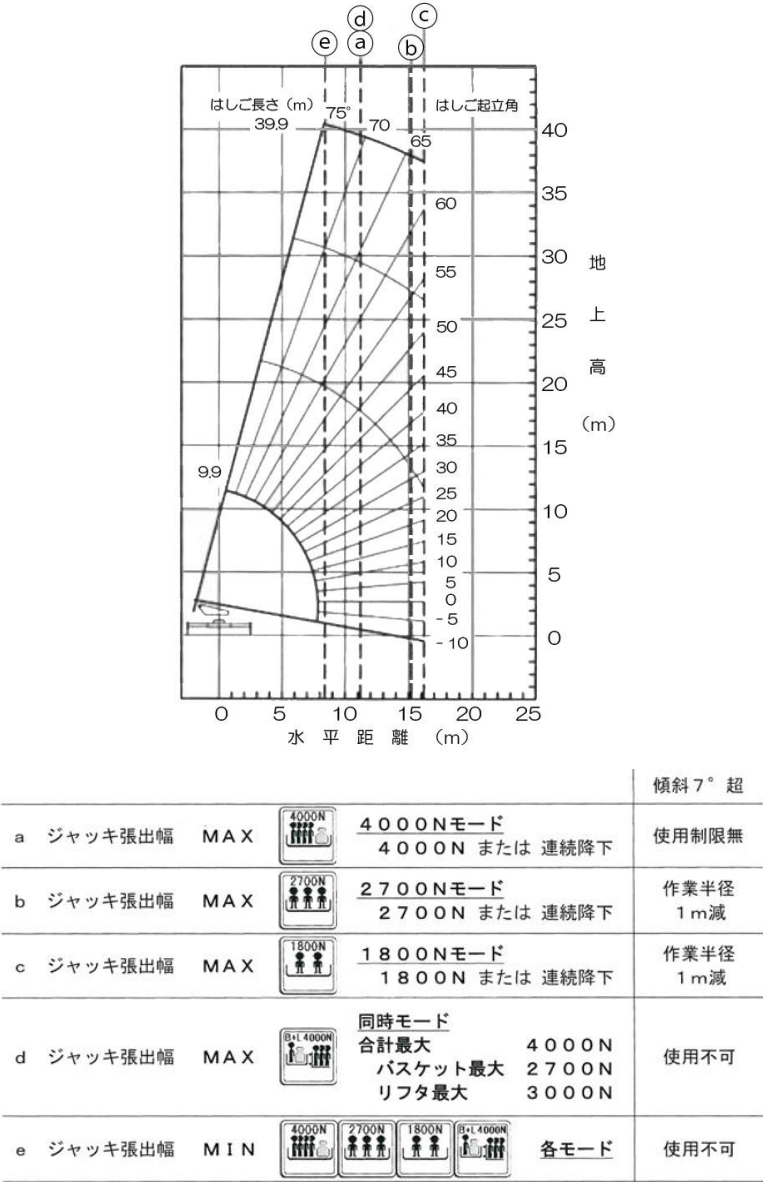


別図第1 設置基本図

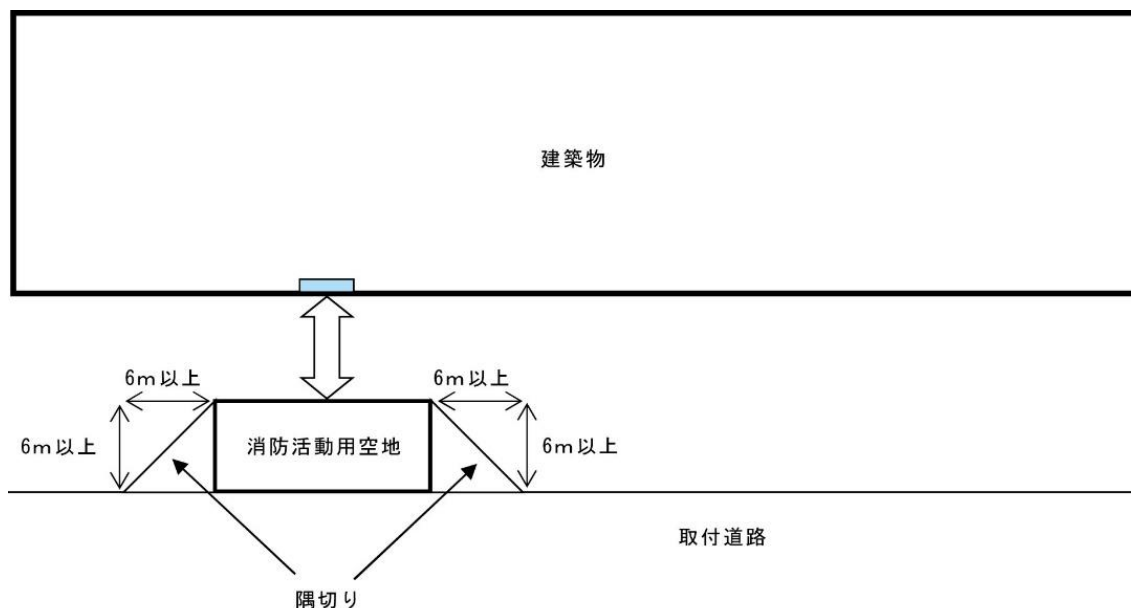


備考 消防活動用空地の向きは、上図によらなくてもよいこととする。

別図第2 使用範囲図



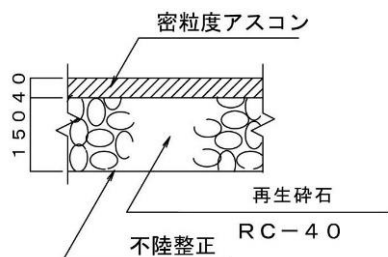
別図第3 はしご自動車の進入に必要な隔切りの設置図



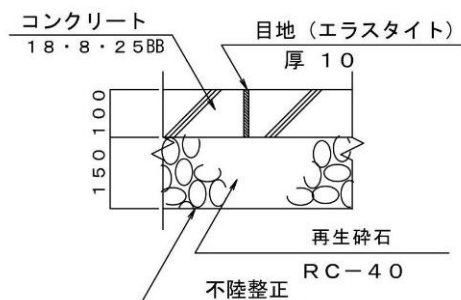
別図第4 標準構造図

単位：mm

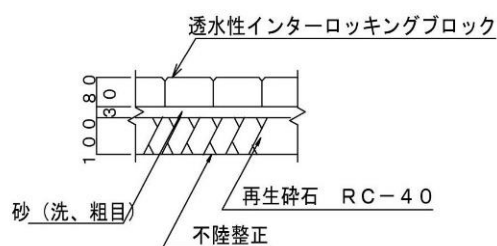
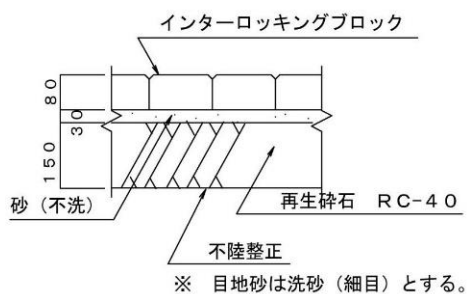
1 アスファルト舗装



2 コンクリート舗装



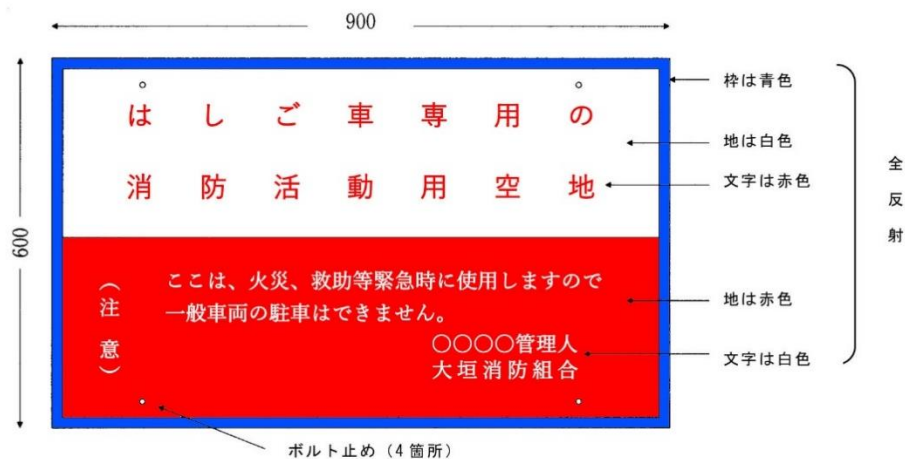
3 インターロッキングブロック舗装



別図第5 規制標識詳細図

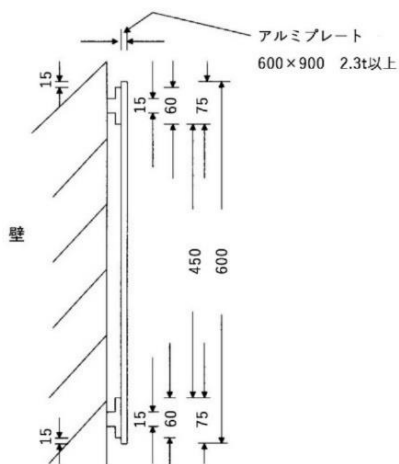
単位：mm

1 標識板

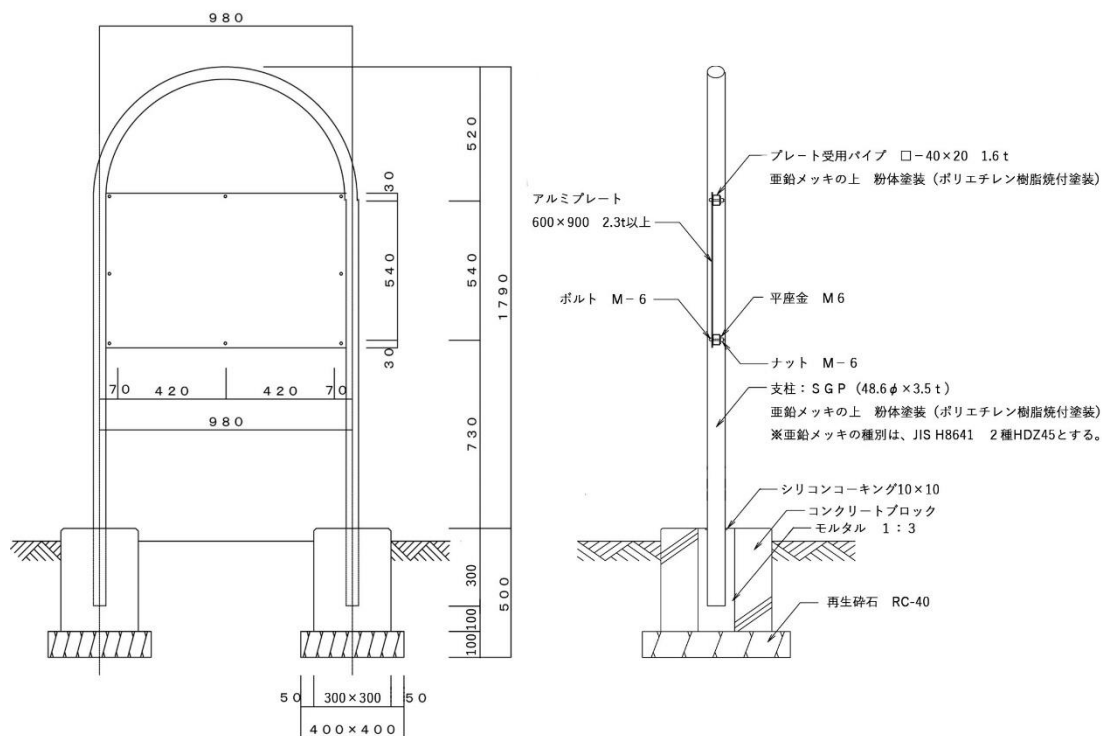


2 取付方法

(1) 壁体取付型

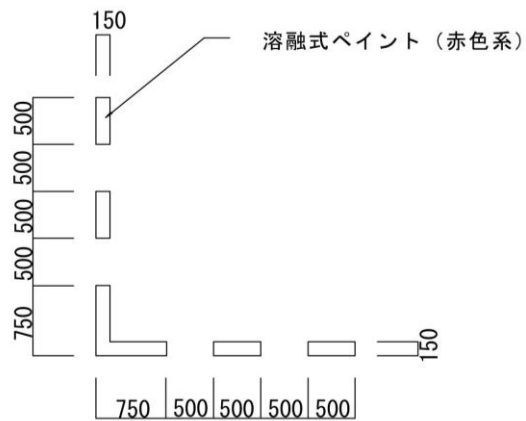


(2) 支柱取付型



別図第6 規制標示配置図

単位：mm



備考

- 1 幅6m以上、長さ12m以上とすること。
- 2 溶融式ペイントは、JIS K5665 3種-1号に適合するものを使用し、JIS R3301-1号に適合するガラスビーズを使用すること。

参考資料

1 はしご自動車（中31号車）

(1) 車 種	株式会社モリタ製 シャシ 全長 全幅 全高 ホイールベース 総重量 排気量 乗車人員	日野2DG-PR1APJF MLLII5-40WEL1-1 10,680mm 2,490mm 3,570mm 5,510mm 20,810kg 8.86L 6人
(2) バスケット	許容積載荷重 最大地上高 最大作業半径 ※1800Nモード	4,000N 約40.5m 17.0m
(3) 塔	形状 作業範囲 起伏 旋回	5連 -10度～75度 360度

2 屈折はしご自動車（北32号車）

(1) 車 種	株式会社モリタ製 シャシ 全長 全幅 全高 ホイールベース 総重量 排気量 乗車人員	MSB20 日野PK-FE8JKFAダブルキャブ 8,585mm 2,490mm 3,450mm 4,540mm 13,800kg 7.684L 6人
(2) ポンプ	ポンプ型式	ME-5（規格A-2級）
(3) バスケット	最大荷重 最大地上高 最大作業半径 油圧首振り機能付	270kg 21.6m（地面下-4m） 12.8m 左右30度
(4) 塔	塔制御 形状 作業範囲 起伏 旋回	コンピューター 2節+3段伸縮 -10度～80度 360度